

(様式－１)

(令和７年４月改訂)

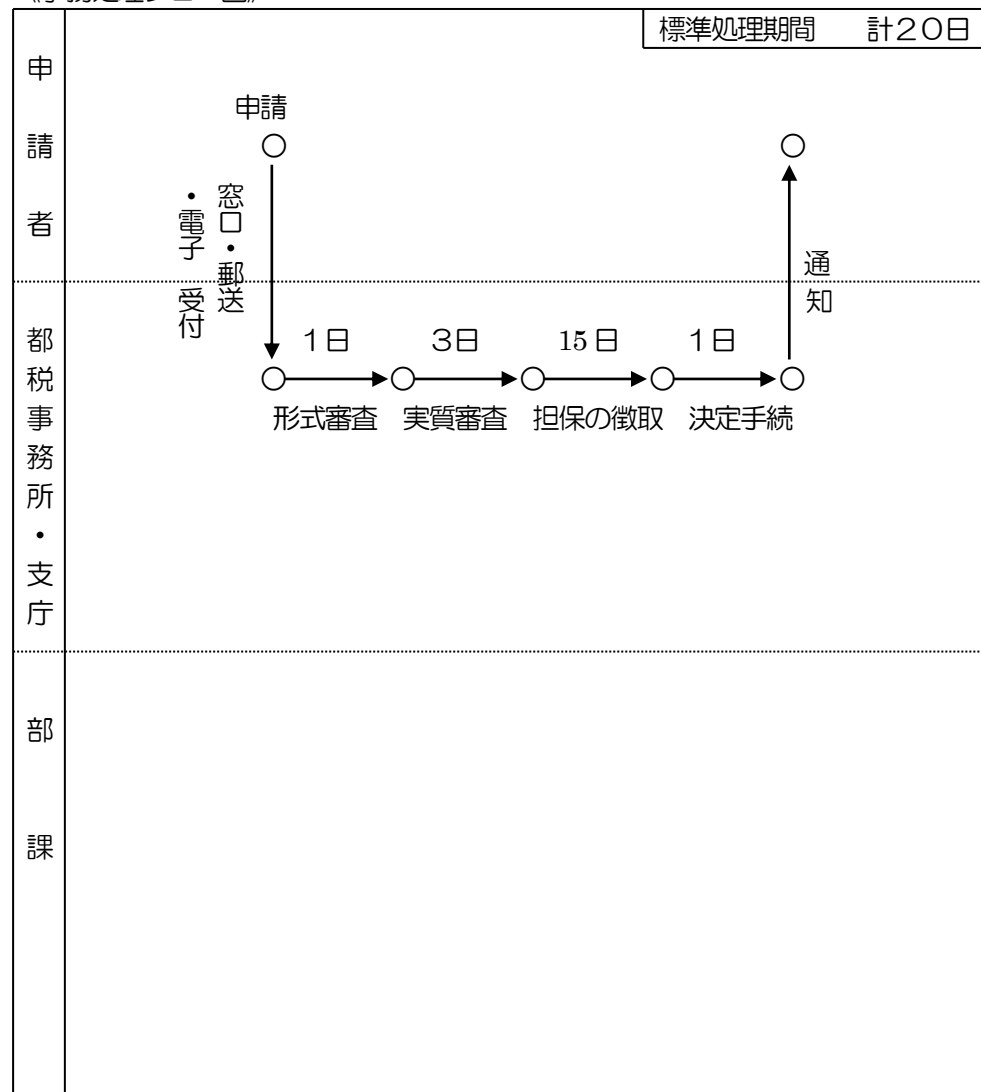
事務処理フロー図

事務名 申請による換価の猶予事務

作成部署 主税局徴収部徴収指導課徴収企画班 電話 5388-3023

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が揃っているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、換価の猶予の要件を満たしているかどうかを審査します。
3	担保の徴取	換価の猶予をする場合は、換価の猶予期間中における徴収金の確保を図るため、原則として担保を徴します。
4	決定手続	許可の諾否について、各都税事務所の課長又は所長が決定します。
5	通知	申請者に通知します。
6		
7		
8		
9		
10		